　第１０４号議案

　　品川区個人情報の保護に関する法律施行条例

　上記の議案を提出する。

　　令和４年１２月２０日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区個人情報の保護に関する法律施行条例

　（趣旨）

第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

　（用語）

第２条　この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

　（開示請求等の手続）

第３条　実施機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会および監査委員をいう。以下同じ。）は、開示請求、訂正請求または利用停止請求において代理人が請求する場合であって、特に必要と認めるときは、実施機関が別に定めるところにより、本人の意思を確認することができる。

　（開示請求に対する措置）

第４条　実施機関は、保有個人情報の全部または一部を開示しない旨の決定をする場合であって、期間の経過により保有個人情報の全部または一部を開示することができるようになる時期が明らかであるときは、開示請求者に対し、当該時期を通知するものとする。

　（開示決定等の期限）

第５条　開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して１４日以内にしなければならない。ただし、法第７７条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

　（開示決定等の期限の特例）

第６条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して４４日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

　⑴　この条の規定を適用する旨およびその理由

　⑵　残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

　（開示請求に係る手数料）

第７条　法第８９条第２項の規定により納付しなければならない手数料の額は、閲覧または視聴の場合は無料とし、写しの交付の場合は別表に定める額の範囲内において規則（選挙管理委員会および監査委員が定める規程を含む。以下単に「規則」という。）で定める額とする。

２　既納の手数料は、返還しない。ただし、実施機関が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。

３　手数料は、実施機関が特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、減額し、または免除することができる。

　（審議会への意見聴取等）

第８条　実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、品川区個人情報保護審議会条例（令和　　年品川区条例第　　号）第２条に規定する品川区個人情報保護審議会の意見を聴くことができる。

　⑴　この条例の規定を改正し、または廃止しようとする場合

　⑵　法第６６条第１項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場

　　合

　⑶　前２号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用に係る細則を定めようとする場合

　（運用状況の公表）

第９条　区長は、個人情報保護制度の運用状況について、年１回公表するものとする。

　（委任）

第１０条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

　　　付　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第７条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保有個人情報の種類 | 金額 | 徴収時期 |
| 文書、図画および写真 | 写し１枚につき５０円以内で規則で定める額 | 写しの交付のとき。 |
| ビデオテープ、録音テープその他規則で定めるもの | 写し１巻につき７００円以内で規則で定める額。ただし、その他規則で定めるものにあっては、写しの作成に要する実費相当額として規則で定める額 |

　備考

　　１　写しを交付する場合は、原則として日本産業規格Ａ列４番による用

紙を用いるものとし、他の大きさの用紙を用いたときの写しの枚数は、

日本産業規格Ａ列４番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定

する。

２　用紙の両面に印刷された文書、図画および写真については、片面を

１枚として算定する。

　（説明）個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、同法の施行について必要な事項を定める必要がある。